

○西会津町長交際費支出基準

平成21年9月1日

告示第22号

改正 令和4年3月22日告示第15号

(趣旨)

第1条 この基準は、町政の円滑な運営を図るため、町長等が町を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 西会津町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 西会津町勢の伸展に功績があつたもの
- (3) 災害、事故等があつたもの
- (4) 町長が特に必要と認めたもの

(支出区分等)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

支出区分	内容	金額等
会費	懇親会等の参加に係る経費	5,000円以内(会費が記載されている場合はその額)
祝費	祝賀会、式典、総会、各種団体の大会等の出席に係る経費	飲食を伴う場合は10,000円以内、飲食を伴わない場合は5,000円以内
弔費	葬儀、法要等における香典、供花、供物等の支出に係る経費	別表に定める額(特に必要と認められる者については社会通念上、妥当と認められる額の範囲内で供花、供物をすることができる)
見舞費	病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費	社会通念上、妥当と認められる額
協賛費	各種大会等の協賛に係る経費	社会通念上、妥当と認められる額
激励費	本町の公益性を高める団体、個人を激励するための経費(町が補助金等の負担を行っている場合を除く)	社会通念上、妥当と認められる額
懇談費	町政運営上、有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上、妥当と認められる額
贈答費	来客等への土産、贈答品、記念品の購入に係る経費	社会通念上、妥当と認められる額
その他	その他町政運営上、町長が特に支出する必要があると認められる経費	社会通念上、妥当と認められる額

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、平成21年8月5日以降に支出の原因があつたものについて適用する。

附 則（令和4年告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

関係	香典
町議会議員本人	50,000円
町議会議員の配偶者・実父母・子	10,000円
町職員本人（町長，副町長，教育長を含む）	10,000円
町職員の配偶者・実父母・子	10,000円
町職員の実祖父母	5,000円
元町四役本人	10,000円
町名誉町民	50,000円
町特別功勞表彰受賞者	50,000円
町功勞表彰受賞者	20,000円
監査委員，選挙管理委員会委員，教育委員会委員（教育長を除く），農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員	10,000円
自治区長本人	10,000円
消防団関係（団長・副団長・分団長）	10,000円
管内市町村長現職	その都度町村会等と協議
管内市町村長前職・元職	その都度町村会等と協議
管内市町村長配偶者・同居の実父母	その都度町村会等と協議
県内の市町村長現職	その都度町村会等と協議
県内の市町村長前職・元職	その都度町村会等と協議
県内の市町村長配偶者・同居の実父母	その都度町村会等と協議
その他町長が特に必要と認める者	社会通念上，妥当と認められる額